

登下校みまもりサービス利用約款

第1条 <適用範囲>

株式会社イーアイシー（以下「当社」）は、この登下校みまもりサービス利用約款（以下「約款」）を定め、これにより登下校みまもりサービス（当社がこの約款以外の提供条件により提供するものを除きます。）を提供します。登下校みまもりサービス（以下「当サービス」）の御利用に関しては、この約款が適用されます。また、登下校みまもりサービスの申込者は以下「申込者様」とします。

第2条 <約款の変更>

当社は、この約款を変更する場合があります。新規申込および継続申込の際にはその時点で書付された約款を御確認ください。

第3条 <個人情報の利用目的>

ご提供いただいた個人情報につきましては、申込者様の本人確認、料金の請求、お問い合わせ対応、その他サービス提供に係ることを目的とした範囲内で取り扱います。

第4条 <個人情報の開示・取扱い>

個人情報について、申込者様の同意がある場合、法令等により必要と判断される場合を除き申込者様の同意を得ずに第三者（業務委託先を除く）に開示することはありません。なお、個人情報の属性の集計、分析を行い、個人が特定できないよう加工したものを作成し、サービス開発・営業等のための利用・処理をすることがあります。

第5条 <利用料金>

別途提示する支払い方法にてお支払いいただけます。

第6条 <新規お申込み時の注意点>

お申込みしていただくことで、お客様が利用料金および初期登録料のお支払いに同意されたこととして、弊社でタグ（カード）の準備および発送処理を行います。利用料金のお支払いの前にキャンセルをされた場合には、違約金（＝1ヶ月の利用料と初期登録料）のお支払いが必要となります。十分考慮の上お申し込みください。

第7条 <継続利用の注意事項>

お支払いが途切れた月があった場合、一旦契約解除の扱いとなり、契約解除（サービスご利用終了）に伴うタグのご返却、または再開手数料のお支払いが必要になります。

第8条 <自動決済ご利用時の注意点>

自動決済の解約手続きは、必ずご利用者様で行ってください。解約手続きが行われるまで、システム利用料として料金が発生します。

第9条 <利用料金の返金>

利用料金の返金はありません。

第10条 <解約>

卒業以外で解約する場合は必ず当社サポートセンターまでご連絡ください。解約受付後、弊社から貸与している IC タグを必ず返却ください。返却時に必要な送料についてはお客様のご負担となります。解約後 IC タグを当社まで返却されなかった場合、第 15 条に定める金額を当社へお支払いいただけます。

第11条 <解約の成立>

解約のお申込をいただき、弊社からの連絡をもって解約の成立といたします。解約が成立した月を解約月とし、解約月月末までの利用料が発生します。また、解約が成立した月より後の月を解約月とすることはできませんが、さかのぼって解約月を設定することはできません。

第12条 <利用登録>

連絡先のメールアドレス・名前等のご登録は、原則として申込者様自身で行っていただきます。1つの IC タグ（カード）に1名の情報が登録できます。ご不明な点、質問がございましたら当社ホームページをご確認ください。

第13条 <IC タグの利用上の注意点>

IC タグは申込時に指定された方のみご利用いただけます。ご卒業等で不要になったタグを使い回すことはできません。IC タグは電池にて動作しており、約6年の寿命です。電池が切れた際は、当社にて IC タグを交換します。

第14条 <IC タグの紛失・破損>

IC タグ（カード）を紛失・破損した場合には、第 15 条で定める弁償費用が必要です。

いかなる理由による紛失・破損においても弁償が必要となります。

また、IC タグを拾得された方から当社ご連絡があった場合には下記の順に依頼させていただきます。拾得された方の都合によるため指定はできません。

1. お申し込みいただいた学校へ届けていただく
2. 近くの交番・警察署に届けていただく

第15条 <IC タグの弁償費用>

IC タグ（カード）は弊社からの貸与品となります。紛失時・破損時またはご解約の際に IC タグのご返却をしていただけない場合には弁償代として下記の費用が必要になります。

なお、弁償費用のお支払い後に IC タグが見つかったとしても弁償費用の返金はいたしません。

◎IC タグ（カード） ***円（税込）

第16条 <不要な IC タグの回収>

転校や卒業等で使用されなくなった IC タグは回収しております。卒業の場合、3月に学校様にお渡しいただけますようお願いいたします。後日、弊社が回収いたします。

第17条 <設備機器の取扱い>

登下校みまもりサービスに関する設備機器（アンテナ、カードリーダー等）を破損させた場合、当社から当事者様（当事者が未成年の場合はその保護者様）に弁償請求させていただきます。

第18条 <使用機器について>

使用する機材の名称や仕様につきましては、企業秘密のためお答えできません。

第19条 <免責事項>

天災地変やその他の弊社の責によらない事由によるサービスの一時停止または全面停止によるメール未送信等の事情が発生した場合において当社は責任を負いません。また、当サービスは登校・下校の時間をメールでお知らせするものであり、利用者の生存確認（安否確認）や登校・下校を保証するものではありません。